

Ⅸ 部活動

1 部活動のねらい

協力・友愛・忍耐・創造の精神

- (1) 健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識、技能、態度、習慣を身につけさせる。
- (2) 同好者の集団活動においてリーダーシップ、フォローシップの精神を養う。
- (3) 自主的・自発的な活動を促進し、自らの力で集団活動をより楽しく、よりよいものする態度や実践力を養う。
- (4) 共通の趣味や関心を基盤とした集団活動を行う中で友好を深め、社会性を養いつつ、教師と生徒・上級生と下級生との豊かな人間関係を育てる。
- (5) 体位・体力の向上、情操の陶冶と勤労を尊ぶ態度を育てる。

2 基本方針

- (1) 部活動は、本校教育活動の一環として行い、原則として全職員が顧問または副顧問として指導にあたる。
- (2) 顧問や副顧問の配置については、教師の特技・関心・趣味などを考慮し、希望を募って調整を行い、職員会議で確認・決定し、学校長が委嘱する。
- (3) 部員、保護者、指導者の三者が連携を密にしながら、共通理解のもと協力体制を確立しながら指導・運営していく。
- (4) 教師と生徒、上級生と下級生、同級生同士が相互の信頼・協力によって活動が行えるよう配慮する。
- (5) 部活動を通し、社会性を養い、どんな場所でもきちんとした生活態度（マナー・エチケット等）で行動ができるようにする。
- (6) コーチは指導教師（顧問・副顧問）との連携を密にし、技術指導や生活面の指導に当たる。

3 指導組織

- (1) 部活動の運営が円滑に行われるように次の係、および連絡会を置く。

① 教師の係

ア 部活動主任	1名	イ 副主任	1名	ウ 書記・会計	1名
エ 顧問	各部	オ 副顧問（顧問以外の全教師）			

② 生徒の係

ア 部長会議議長	1名	イ 副議長	1名	ウ 書記	1名
エ 各部部長	各部1名	オ 各部副部長	1～2名		

③ 保護者の係

ア 部活動育成会長	1名	イ 副会長	1～2名
ウ 育成部長	各部1名	エ 育成副部長	各部1～2名

④ 部活動諸連絡会

ア 部活動総会（教師・生徒・保護者）	イ 部活動保護者総会	ウ 部活動生徒集会	
エ 部活動顧問会	オ 部長連絡会	カ 育成部連絡会	キ 各部保護者会

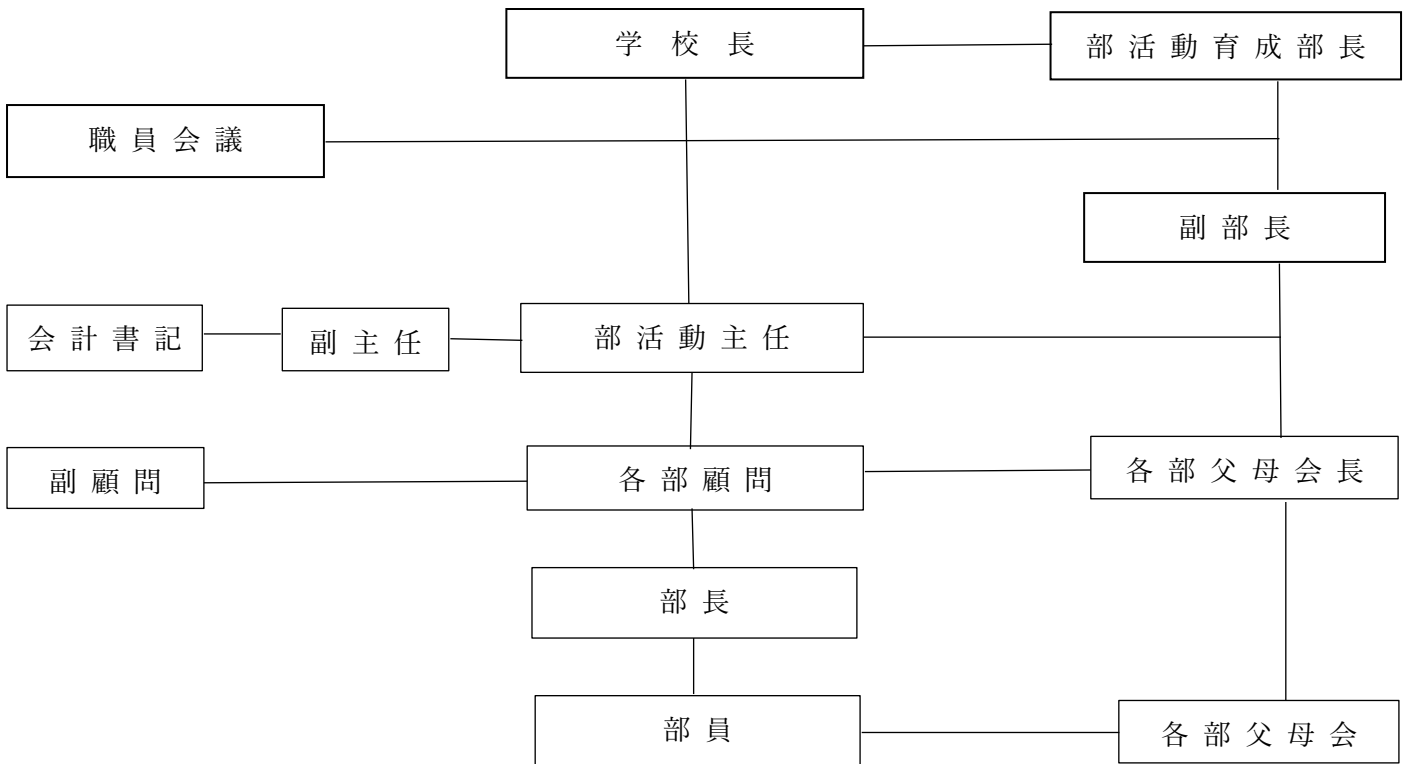
- (2) 各部の指導教師（顧問・副顧問）は本校職員で当たり、校長が委嘱する。
- (3) 部活動顧問会を毎月の職員会議の後に定期的に行い、臨時の確認があればその都度部活動顧問会を行う。
- (4) 顧問・副顧問以外の指導者（コーチ等）が必要な場合は、部活動顧問会で協議し、校長が委嘱する。

(5) 外部の協力者の協力内容

- ① 指導教師（顧問・副顧問）と協力してその部の指導に当たり、時間の許す限り練習に顔を出し激励する。
- ② 大会・対外試合・コンクール等はできるだけ指導教師（顧問・副顧問）と一緒に引率し、顧問が引率できない場合は、副顧問が代わりに引率する。
- ③ その他、指導教師（顧問・副顧問）との連携を密にしながら、指導教師（顧問・副顧問）の負担を軽減する。

(6) 部活動育成部長は、各父母会の中から輪番制で選ばれ、各部父母会の取りまとめや活動費の監査を行う。

(7) 組織図



4 部活動規則

(1) 部活動日および活動時間

① 活動日

ア 平日の活動は、月・火・木・金の4日間とする。毎週水曜日は「水曜日課」とし、軽清掃・ノ一部活動デーとする。

※ 平日の体育館割り振りにおいては、各部が平等に使用できるように配慮する。

イ 休日の部活動時間は原則として、4時間以内（準備片付け等を含む）とし、休日一日（土・日曜日）、第三日曜日は休みとする。ただし、第三日曜日等は大会や発表会等が2週間前となり練習を希望するとき、校長の許可をうけ、顧問か副顧問、または校長の委嘱した部活動指導員がついて指導を行うときに限り活動できる。

※ 外部コーチのみでの練習は出来ない。やむを得ず行う場合は隣の部活動顧問に依頼を行う。

※ バレーボール部、バスケットボール部においては、練習場所の確保の点から第三日曜日を除く土日の両日も活動することができる。その際、平日の休みを増やすようにする。

ウ 夏休み・冬休み・春休みの活動は、部活動顧問会を開いて練習計画表を作成し、活動する。なお、顧問、副顧問、代理の職員がつかない場合は、活動できない。

※ 外部コーチのみでの練習は出来ない。やむを得ず行う場合は隣の部活動顧問に依頼を行う。

エ 活動場所や時間については、学校行事・学級活動・生徒会活動を最優先とする。

オ 5教科（国語、数学、理科、社会、英語）においては1週間前から、技能4教科（技術家庭、美術、音楽、保健体育）においては3日前からテスト休みとする（早朝練習・延長練習も含む）。

ただし、大会や発表会前で練習を行う場合は、学校長の許可をうけ、保護者の承諾を得た生徒が活動できる。

カ 早朝練習や延長練習の場合は、学校長の許可をうけ、保護者の承諾を得た生徒が活動できる。

② 活動時間

ア 活動終了時間と下校完了時間

冬時間（12月、1月）

活動終了時間・・・5：45

完全下校時間・・・6：15

春・秋時間（2, 3, 11月）

活動終了時間・・・6：00

完全下校時間・・・6：30

夏時間（4月～10月）

活動終了時間・・・6：30

完全下校時間・・・7：00

※ 完全下校時刻は必ず守らせる。また、指導教師（顧問・副顧問）の裁量で完全下校時刻を早めることはできる。

イ 平日に早朝練習を行う場合は、活動時間を7：00～7：50までとする。

※ 朝食を必ず摂ってから参加するよう指導する。

ウ 活動の延長は保護者の承諾を得た後、30分を限度とし、夜間の社会教育の活動に支障がないよう注意する。

③ 活動場所での留意事項

ア センターホールでの活動は卓球・バドミントン部以外は基礎的練習（筋力トレーニング・ドリルなど）を中心に行う。ボール使用と廊下でのランニングは禁止とする。

イ 三者面談など、学級活動に支障が出る場合センターホールでの活動を控える。

ウ プランター周辺でのボールを使用する活動は禁止とする。

(2) 指導教師（顧問・副顧問）の役割

- ① 部活動は、学校教育の一環として、生徒の体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協力する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力が育まれる指導を行う。
- ② 生徒に対して、部活動における学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得られるよう努める。
- ③ 生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する。
- ④ 生徒の健康管理、安全確保に留意し、科学的、合理的な指導を行う。
- ⑤ 生徒の意欲や自主的・自発的な活動を促す。

(3) 各部活動の運営について

- ① 部員名簿を作成し、部活動主任へ提出する（2部）。
- ② 各部に部長・副部長を置く。

- ③ 部長は絶えず指導教師（顧問・副顧問）と連絡をとりながら活動を進める。
- ④ 活動場所や練習時間の割り振りは、部活動主任が調整する。
- ⑤ 安全面に気を配り、施設や用具を大切に扱って活動する。
- ⑥ 部活動の下校指導は、各部輪番で行い、下校状況を日誌に記入する。
- ⑦ 各部の部長は、片付けや戸締まりの点検をし、下校する。
- ⑧ 部室や使用場所の管理は、指導教師（顧問・副顧問）の責任のもと、部員が協力して整理整頓に当たる。
- ⑨ 各部の運営費については出納簿、領収書綴りを作成し各部父母会長による監査を受ける。

(4) 部員の資格・入退部・除名について

- ① 部員は、本校に在籍する生徒であること
- ② 入部するときは、保護者同伴の上、生徒・指導教師（顧問・副顧問）の3者で話し合いを持ち、別紙の「部活動入部申込書」を提出し、許可を受ける。
- ③ 退部するときは、保護者が別紙の「部活動退部届」を提出し、指導教師（顧問・副顧問）と話し合い退部する。
- ④ 指導教師（顧問・副顧問）や他の教師の指導に従わない場合は、除名・退部の処分を出すときがある。

(5) 活動費について

- ① 活動費は受益者負担とし、次の金額を徴収する。
 - ア 1・2年生・・・5,000円
 - イ 3年生・・・3,000円

※ このうち1・2年生については600円、3年生については300円を運営費として部活動会計に納入する。
- ② 部活動結成式の日、指導教師（顧問・副顧問）に納入する。
- ③ 年度内に退部した場合、活動費は返金しない。
- ④ 年度内に転部した場合は、転部先は転部元から以下の活動費を徴収する。
 - ア 1学期以内に転部した場合・・・3,000円
 - イ 2学期以降に転部した場合・・・2,000円
- ⑤ 県外・離島大会への派遣費については、PTA派遣費から補助を受ける。

(6) 部員の心得

首里中学校の生徒としての誇りと自覚を常に持ち、部活動をさせて良かったと周りから言われるような行動をとること

- ① 指導教師（顧問・副顧問）やコーチ、その他の先生方の指導に素直に従い、速やかに行動する。
- ② 部活動規則や学校の規則を守り、奉仕活動なども積極的に行う。
- ③ 部活動はユニフォームか体育着、または練習にふさわしい服装を着用する。

- ④ 休日の登下校は、制服かトレーニングウェアとする。
- ⑤ 先生や来客への挨拶はもちろん、部員間の挨拶も積極的に行う。
- ⑥ 職員室や準備室、教官室の出入りには用件を言い、許可をもらって入る。
- ⑦ 用具は許可を得て使用し、元の場所へ戻す。
- ⑧ 自主的・積極的・創造的な練習に努め、下校時間を厳守する。
- ⑨ 施設や用具・活動場所の安全を確かめるとともに、危険な行動をとらない。
- ⑩ 部員は友情を深め、互いに信頼しあい、上級生は下級生の模範となるように努める。
- ⑪ 部活動中に校内放送が流れたら、練習を中断し、放送を聞く。
- ⑫ 部室、更衣室、トイレ、体育倉庫他施設の保清に努める。
- ⑬ 学級、学年、学校の諸活動や家庭での手伝いを優先する。
- ⑭ お菓子やジュース類の持ち込みや、登下校時の買い食いをしない。
- ⑮ 土日の練習では練習時間にあわせて登校し、練習時間が終了したら速やかに下校する。
- ⑯ 練習試合や合同練習は、指導教師（顧問・副顧問）との相談の上行う。

(7) 事故発生時の処理

- ① 傷病者に対して、精神的なショックを与えないように配慮し、誠意を持って事故処理に当たる。
- ② 判断や処理については細心の注意を払って、その場で実施可能な応急処置を行う。
- ③ 傷病者が出た場合、保護者・学校長・救急車、その他関係者へ連絡し、治療処置の対策をとる。
- ④ 養護教諭との連絡を取り、速やかに日本スポーツ振興センターへの適応手続きをとる。

(8) 部の新設について

① 基準

- ア 部活可能な生徒が10人以上いること。
- イ 指導教師（顧問・副顧問）がいること。
- ウ 1年以上の活動実績がある。

② 手続き

- ア 部活動主任に申し出る。
- イ 全職員で検討し、承認する。
- ウ 学校長の承諾を得、学校長から指導教師（顧問・副顧問）を委嘱する。

③ 同好会の設置の条件

- ア 大会、コンクールなどに出場する人数を満たしている。
※ コンクールなどが無い場合は5名以上
- イ 継続した活動ができる。
- ウ 指導教師（顧問・副顧問）を引き受けてくれる職員がいる。（生徒、保護者で依頼する）
- エ 活動計画、場所がしっかりしている。
- オ 部活動顧問会の承認を受けている。
- カ 学校長が許可している。